

判決年月日	平成22年7月14日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成22年（ネ）10017,10023号		
○被控訴人書籍に依拠して実在の人物の事績を記述した控訴人書籍が、被控訴人書籍について被控訴人が有する著作権（複製権・翻案権）及び著作者人格権（氏名表示権・同一性保持権）の侵害に当たらないとして、その一部について複製権侵害を認めた原判決を取り消した事例			

（関連条文）

著作権法2条1項1号，19条，20条，21条，27条，112条

1 控訴人Y1は、5名の実在の人物と箱根の関係についての事績を記述した書籍（控訴人書籍）を、出版社である控訴人Y2から出版したが、上記5名のうち2名（老舗である富士屋ホテルの創業者A及び2代目経営者B）の事績については、被控訴人Xが既に出版していた同ホテルに関する書籍（被控訴人書籍）に依拠して執筆した。Xは、控訴人書籍が15箇所被控訴人書籍の表現を複製又は翻案している、控訴人書籍が29箇所事実等の取捨選択等に関して被控訴人書籍が創作性を有する部分を複製又は翻案している、と主張して控訴人書籍の出版差止め及び損害賠償を請求した。原判決は、のうち、1箇所（控訴人書籍「彼は、富士屋ホテルと結婚したようなものだったのかもしれない。」と被控訴人書籍「Bが結婚したのは、最初からC女というより富士屋ホテルだったのかもしれない。」）について複製権侵害を認め、その限度で上記請求を認容したが、Y1及びY2は、これを不服として控訴を提起し、Xも、敗訴部分について附帯控訴を提起した。

2 本判決は、「既存の著作物に依拠して創作された著作物が思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、複製にも翻案にも当たらない」、「文章自体がごく短く又は表現上制約があるため他の表現が想定できない場合や、表現が平凡かつありふれたものである場合には、筆者の個性が表現されたものとはいえないから、創作的な表現であるということとはできない」などと述べた上で、の15箇所は、いずれも、表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性のない部分において同一性を有するにすぎないと判断した。特に、原判決が複製権侵害を認めた前記の箇所について、本判決は、Bと富士屋ホテルとの関係の特異性と、「結婚したようなものだったのかもしれない」との用語の慣用性に鑑みると、両者の関係という事実に接した者が「Bは、富士屋ホテルと結婚したようなものだったのかもしれない。」との感想を抱くことは、それ自体ごく自然なことであって、控訴人書籍と被控訴人書籍で共通するのは、結局、上記感想という思想であるか、表現であるとしても、ごくありふれたものであるから創作性が認められないと述べて、Yらの控訴に基づき原判決を取り消し、Xの請求をいずれも棄却した。

また、本判決は、 の 29 箇所について、被控訴人書籍の事実又は思想の選択及び配列自体に表現上の格別な工夫があるとまでいうことはできず、控訴人書籍の事実又は思想の選択及び配列とも異なっていることを指摘した上で、両者は、単に記述されている事実又は思想が共通するにとどまると判断して、原判決同様、Xの主張を斥けてその請求を棄却した。